

農地の相続等における各種届出書・証明書提出書類

	書類名称	各種届出書・証明書提出書類				
		農地法第3条の3第1項の規定による届出書	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願	相続税の納税猶予に関する適格者証明書	贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	引き続き農業経営を行っている旨の証明書
1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書	○				
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願		◎			
3	相続税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願			◎		
4	贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願				◎	
5	引き続き農業経営を行っている旨の証明書					◎
6	別紙 特例適用農地等の明細書			◎	◎	
7	当該農地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※1	○	○	○	○	
8	当該農地の公図 ※1		○	○	○	
9	当該農地の住宅図（周辺見取図）		○	○	○	
10	住所の変遷（沿革）がわかる書類 ※1	※2	※2	※2	※2	
11	委任状	※3	※3	※3	※3	※3
12	遺産分割協議書又は遺言書（遺贈の場合）の写し	※4	※4	※4		
13	被相続人の戸籍（除籍）全部事項証明書等（出生から死亡に至るまで全て必要です。） ※1	※4	※4	※4		
14	相続人全員の戸籍全部事項証明書 ※1	※4	※4	※4		
15	印鑑登録証明書 ※1	※4 相続人全員	※4 相続人全員	※4 相続人全員	※5 贈与者と受贈者	
16	戸籍（除籍）全部事項証明書（主たる従事者が死亡の場合） 医師の診断書（主たる従事者が故障の場合）		○			
17	贈与契約書の写し				※5	
18	贈与者の戸籍全部事項証明書				※5	
19	受贈者の戸籍全部事項証明書又は一部事項証明書				※5	
20	税務署の継続届の写し（窓口で写しをとります。）					○

◎は2部必要。その他の書類は原則1部

※1 公的機関発行の証明書類は、発行日から3か月以内の原本を提出してください。

※2 土地の登記（全部事項証明書）と所有者の現住所等が異なる場合に必要です。

※3 代理人による申請の場合に必要です。

※4 相続登記が未済の場合に必要です。12, 13は、法務局発行の法定相続情報一覧に代えることができます。

※5 贈与登記が未済の場合に必要です。